第１章　計画策定の概要

１．計画策定の背景と趣旨

1990 年の「1.57 ショック」を契機に、我が国では少子化対策や子育て支援の取組が本格的に進められており、「子ども・子育て応援プラン(2004 年)」や「子ども・子育て新制度(2015 年)」を踏まえ、待機児童対策や地域の子育て支援など幅広い施策に取り組んできました。特に「子ども・子育て新制度」の施行後は、市町村で「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化され、子ども・子育て支援をより計画的に推進することが求められてきました。

全国で子ども・子育て支援の充実が図られている一方で、少子化や人口減少は急速に進行しており、労働人口の減少や将来の経済や市場規模の低下、労働人口の減少や将来の経済や市場規模の低下、地域社会の担い手の減少といった将来の社会経済に大きな影響を及ぼす課題が深刻化しています。児童虐待の顕在化や未成年者の自殺の増加、いじめ、不登校、こどもの貧困といったこどもを取り巻く状況も深刻です。

このような状況の中、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会に真ん中に据えて強力に推進していくことが求められています。国では、令和５年４月にこども施策の司令塔となるこども家庭庁の設置と同時に、こどもに関する様々な取組を講ずる基盤となる「こども基本法」が施行されました。

また、令和５年 12 月には「こども基本法」に基づく「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本町においても平成 27 年３月に「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を、令和２年３月には「第２期南風原町子ども・子育て支援事業計画(以下、「第２期計画」という。)」を策定し、私立保育園の増改築や地域型保育の整備、私立保育園の新規整備により、本町の大きな課題であった待機児童問題の解消が実現しました。また、幼児教育・保育の質の確保、保幼こ小連携、妊産婦の相談支援、多様な保育サービスの充実、こどもの(孤立)貧困対策、若年妊産婦に対する支援、要保護児童対策等といった様々な子ども・子育て支援に関する施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、保護者に対するニーズ調査やこども・若者の声の調査では、子育てに関する不安や経済的な負担感、孤立感を感じている世帯がいまだ多いほか、子育て世帯以外においても自らの将来に対する不安や経済的な不安を感じており、これまで以上にこども・若者や子育て世帯に関する取組を横断的に行い、従来の取組をより一層強化していくことが必要になります。

このような中、第２期計画が令和６年度で最終年度を迎えることから、社会環境の変化、本町のこどもや子育てを取り巻く現状、第２期計画の進捗状況、そして新たに施行した「こども基本法」や「こども大綱」の理念も踏まえ、こども・若者に関する施策をより効果的に展開するため、「第３期南風原町子ども・子育て支援事業計画」を包含する「(仮称)南風原町こども計画」を新たに策定します。

2．計画の位置づけと包含について

・本計画はこども基本法第 10 条に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画に当たる「沖縄県こども・若者計画」を勘案し、作成する市町村こども計画です。また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援法に基づく「子ども・若者計画」を包含しています。また、「新・放課後子ども総合プラン」において示されてきた放課後児童対策についての取組も引き続き包含しています。

・本計画は、南風原町総合計画を最上位計画、第３次南風原町地域福祉推進計画を上位計画とし、関連計画とも整合性を保ちながら、こども施策を総合的に推進する計画です。

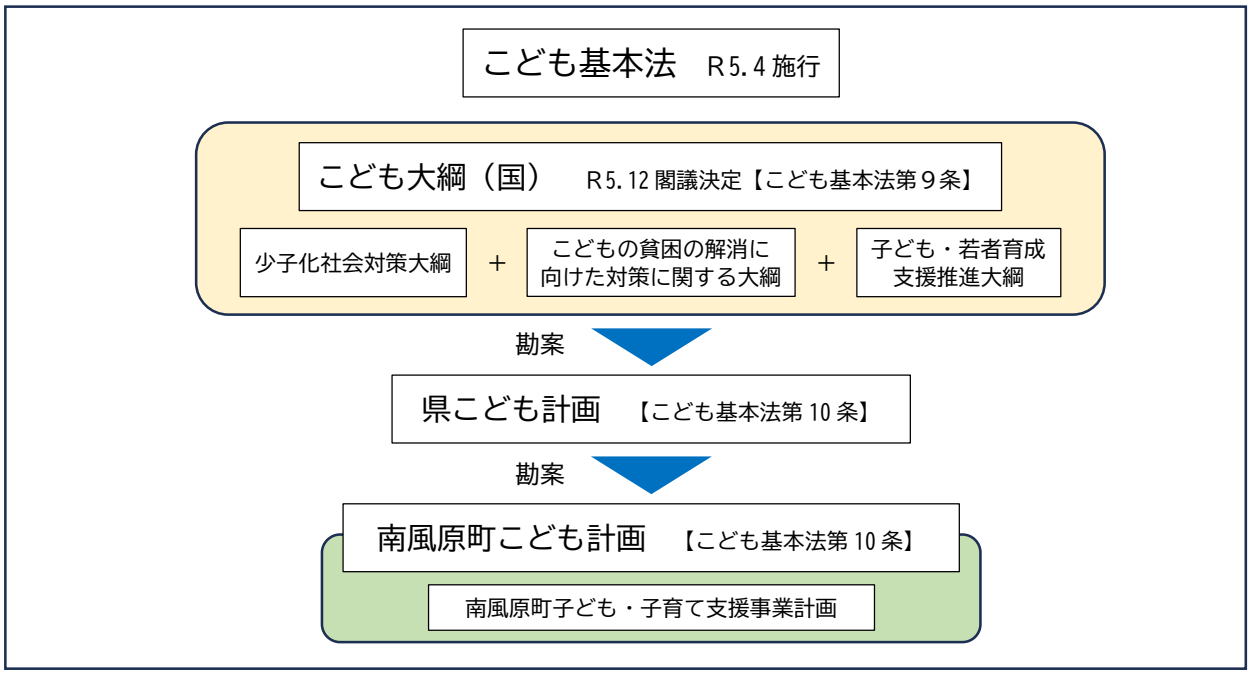

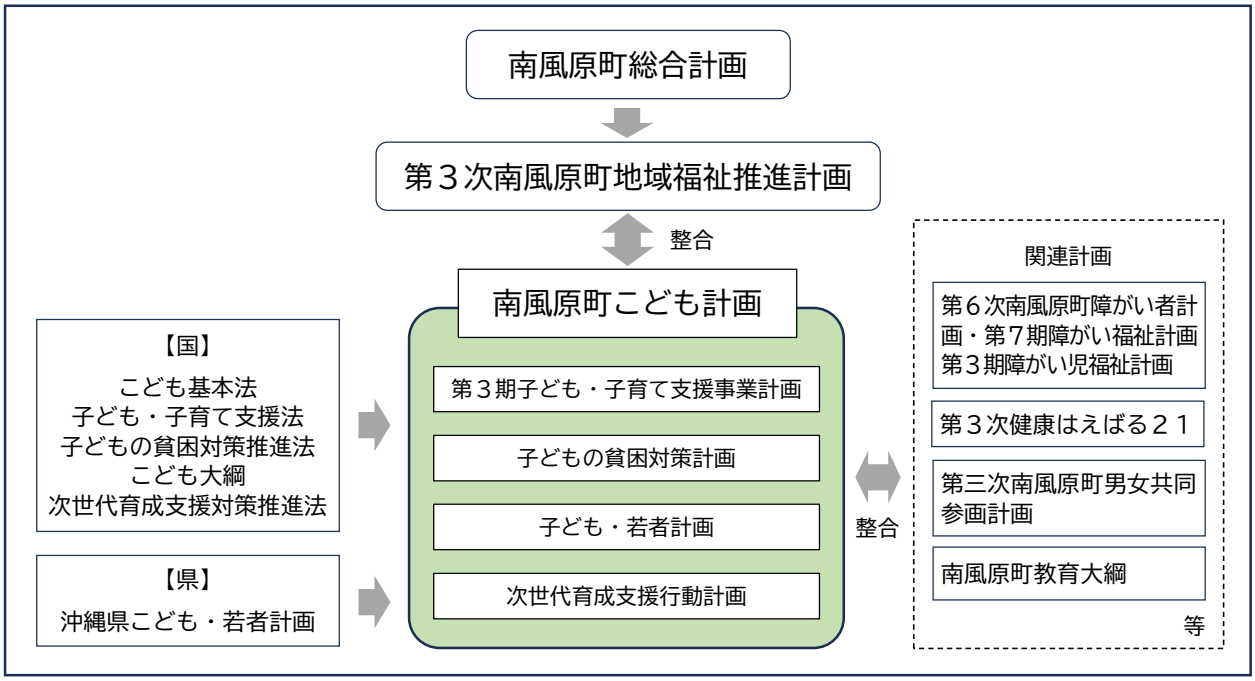

こども基本法の概要

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の３法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
① 大綱の案を作成
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和５年４月１日
検討：国は、施行後５年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱（第９条）

（こども施策に関する大綱）
第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。
２　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
　一　こども施策に関する基本的な方針
　二　こども施策に関する重要事項
　三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
　一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
　二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
　三　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
４　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
５　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
６・７　（略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることになります。

◆ こども大綱により、従来の３つの大綱が１つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（※）の改正案について（概要）

※　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

改正の趣旨

○ 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第66号。以下「改正法」）ことが必要であることから、第208回国会において成立した。

○ この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。

○ 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

１．家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加

→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

２．こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

３．こどもの権利擁護に関する事項の追加

→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

４．その他所要の改正

→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第１項及び第３項
※ 改正児童福祉法の施行日（令和６年４月１日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しの時期に合わせて、本年11月頃を目途に公布し、令和６年４月１日に施行することとする。

３．計画の期間、策定体制

計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５カ年計画です。また、ニーズや社会情勢等を見極めながら必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取組の調整・確認を行ったほか、有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「南風原町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

４．計画の対象と「こども・若者」の表記について

本計画の対象は、こども・若者(おおむね０歳から 30 歳未満)及び子育て世帯(妊娠・出産期含む)とします。

また、本計画において、「こども」はおおむね 18 歳未満を指すものとし、「若者」は思春期から 30 歳未満(施策によっては 40 歳未満)までを指すものとします。

なお、「こども」と「若者」は重なる部分がありますが、18 歳未満の者を指す場合には「こども」、思春期以上の者を明示的に指す場合には「若者」、両者を合わせて指す場合には「こども・若者」を用いることとします。

※法令や固有名詞、既存施策の説明において、既に別の呼称がある場合はこの限りでありません。

＜参考：様々な呼称と年齢区分＞

呼称（根拠法令）	年齢区分
児童（児童福祉法）	18 歳未満の者
子ども（子ども・子育て支援法）	18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者
乳児（児童福祉法）	１歳未満の者
幼児（児童福祉法）	１歳から小学校就学の始期に達するまでの者
児童（学校教育法）	満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
生徒（学校教育法）	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
若者（子ども・若者育成支援推進大綱）	思春期、青年期(おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで)の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象

５．パブリック・コメントの実施

令和７年１月 10 日～令和７年１月 31 日まで、パブリック・コメントを実施し、本計画案に対する町民の意見を広く募集しました。

意見提出者２名（意見総数 29 件）

※計画素案掲載ページへのアクセス件数 545 件